



平成 28 年 1 月 26 日

各 位

上場会社名	リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社
代表者名	代表取締役社長 パスカル・センコフ
(コード番号)	9836)
問合せ先責任者	取締役チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 長谷川 俊介
(TEL)	03-5785-5600)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 26 日開催の取締役会において、平成 28 年 2 月 24 日開催予定の第 34 期定時株主総会で承認可決されることを条件として、「監査等委員会設置会社への移行」及び「定款一部変更の件」を平成 28 年 2 月 24 日開催予定の第 34 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の理由

社外取締役が過半数となる監査等委員会の設置により、職務執行に対する監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現することを目的としております。

(2) 移行の時期

平成 28 年 2 月 24 日開催予定の第 34 期定時株主総会において、移行に必要な定款一部変更についてご承認いただき、同定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

(3) その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の新体制に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第27条の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(効力発生日) 平成28年2月24日

変更の内容は、次のとおりであります。(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 <新設></p>	<p>第18条 (取締役の員数) <u>1. 当社の取締役は、17名以内とする。</u> <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>第19条 (取締役の選任) 1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>第19条 (取締役の選任) 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>
<p>第20条 (取締役の任期) 1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設></p>	<p>第20条 (取締役の任期) 1. 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終</u></p>

<p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><新設></p> <p>第21条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 1. 取締役会の決議により代表取締役3名以内を定め、代表取締役のうちより社長1名を定める。 2. 取締役会の決議により会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>第23条 (取締役会の招集) 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、社長がこれを招集する。ただし、社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p><新設></p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集通知を省略し又は前項の招集期間を短縮することができる。</p>	<p><u>のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. 増員により、または補欠として選任された取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、他の在任取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 1. 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役3名以内を定め、代表取締役のうちより社長1名を定める。 2. 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>第23条 (取締役会の招集) 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、社長がこれを招集する。ただし、社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. <u>前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4. 取締役の全員の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集通知を省略し又は前項の招集期間を短縮することができる。</p>
---	---

<p>第24条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第24条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p><新設></p>	<p>第25条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条 (取締役会規程) <条文省略></p>	<p>第26条 (取締役会規程) <現行どおり></p>
<p>第26条 (取締役の責任免除) <条文省略></p>	<p>第27条 (取締役の責任免除) <現行どおり></p>
<p>第27条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、<u>会社法第2条第15号に定める社外取締役との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金400万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>第28条 (取締役との責任限定契約) 当社は、<u>取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金400万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第28条 (監査役および監査役会の設置) 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>	<p>第29条 (監査等委員会の設置) 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>第29条 (監査役の数) <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第30条 (監査役の選任) <u>1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査役選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</u></p>	<p><削除></p>

<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>第31条 (監査役の任期)</u></p> <p><u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第32条 (監査役の報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第33条 (常勤監査役)</u></p> <p><u>監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第34条 (監査役会の招集通知)</u></p> <p>1. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役の全員の同意があるときは、特定の監査役会について前項の招集通知を省略しまたは前項の招集期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>第30条 (監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>1. <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、特定の監査等委員会について前項の招集通知を省略しまたは前項の招集期間を短縮することができる。</u></p>
<p><u>第35条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、免除することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第36条 (社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>当社は、会社法第2条第16号に定める社外監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金400万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することが</u></p>	<p><削除></p>

できる。

第37条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、監査役会において定める監査役会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

第38条 (会計監査人の設置)

<条文省略>

第39条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。ただし、会計監査人選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。

第40条 (会計監査人の任期)

<条文省略>

第41条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会決議をもって定める。

第 7 章 計 算

第42条

～ <条文省略>

第45条

<新設>

第31条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

第32条 (会計監査人の設置)

<現行どおり>

第33条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第34条 (会計監査人の任期)

<現行どおり>

第35条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て取締役会決議をもって定める。

第 7 章 計 算

第36条

～ <現行どおり>

第39条

附 則

第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第34回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第34回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

以上